

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年6月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500836号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600036号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年8月10日の標準賞与額を17万5,000円、平成18年12月10日の標準賞与額を4万4,000円、平成20年8月10日の標準賞与額を8万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日、同年12月10日及び平成20年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月10日、同年12月10日及び平成20年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年4月10日  
② 平成18年8月10日  
③ 平成18年12月10日  
④ 平成20年8月10日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間の計4回分の賞与の年金記録が漏れている。調査の上、賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②から④までについては、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は、同社から請求期間②から④までに係る賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、C市から提出された請求者に係る平成21年度の給与支払報告書により、請求者は、請求期間④に係るB厚生年金基金の記録どおりの賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

さらに、請求者と同職種であった複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求期間③及び④に係る賞与については、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが推認でき、請求期間②に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は 43/1000）と厚生年金保険料率（個人負担分は 47.44/1000）の合計ではなく、厚生年金基金に未加入の事業所の当時の厚生年金保険料率（個人負担分は 71.44/1000）により算出された厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までの標準賞与額については、上記「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」並びに上記同僚の当該期間に係る賞与明細書等において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 18 年 8 月 10 日は 17 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 4 万 4,000 円、平成 20 年 8 月 10 日は 8 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主からは、請求期間②から④までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①については、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は、同社から請求期間①に係る賞与の支給を受けていることが確認できる。

しかしながら、A社は平成 21 年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からの回答は得られず、当時の取締役は、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたか不明であると回答している上、C市は平成 19 年度の課税資料は保存期間経過のためない旨回答しており、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、上述の賞与は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得後の最初の賞与（以下「初回賞与」という。）であり、A社においては、請求期間①と異なる期間ではあるが初回賞与から厚生年金保険料が控除されていない賞与明細書を保持している同僚が確認できる。

さらに、初回賞与から厚生年金保険料が控除されているかについて、厚生年金保険被保険者資格取得日から初回賞与が平成 18 年 4 月 10 日と推認される者を含む複数の同僚に照会を行ったところ、初回賞与に係る賞与明細書を所持している者はおらず、初回賞与から厚生年金保険料を控除されたか否かについて明確に記憶している者がいないことから、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。